

令和 6 年度第 4 回

南国市農業委員会議事録

令和 6 年 7 月 8 日（月）

会長	ただいまから第4回定例総会を始めます。議案第1号、農業委員会事務局職員の任免について事務局より説明をお願いします。
弘田局長	議案第1号、農業委員会事務局職員の任免についてお諮りいたします。7月1日の人事異動で、北村侑子主幹は市民課へ異動いたしました。また、市民課から門脇真弓主幹が転入して参りました。農業委員会等に関する法律第26条第3項に、農業委員会に置く職員は農業委員会が任免するとありますのでよろしくお願いいたします。
会長	人事異動について、皆様方に承認いただきたいと思います。承認してよろしいでしょうか。 (一同承認、「はい」と呼ぶ者あり) それでは、門脇主幹の挨拶をお願いします。
門脇主幹	7月1日付で市民課より移動してまいりました門脇真弓と申します。農業に関する部署は全く経験がなく、まだまだ右も左も分からないところで、皆様にはご迷惑を多々おかけしてしまうこともあるかと思いますが、一日でも早く皆様のお役に立てるよう頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。
会長	ありがとうございました。つづきまして議案第2号です。まず初めに議案書の差し替えがございますので事務局より説明をお願いします。
清岡次長	事前にお送りしておりました議案書10ページの受付番号43号ですが、申請書に補正が必要になり、現在補正対応中ではありますが、前日までに完了されなかったため、審議不要となりました。取り下げはせず、申請書類は返却せずに補正中の取り扱いになりましたので、43号は削除をさせていただきました。よろしくお願いいたします。
会長	はい。では、農地法第3条権利移動申請許可申請について下記の通り受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議を願います。令和6年7月8日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。申請受理件数20件。申請受理面積、田31,381.00㎡、畑4,627.64㎡、計36,008.64㎡。まず初めに受付番号42号は田岡委員が代理申請人となっておりますので、先に審議を行います。議事参与の制限により退室をお願いします。 (田岡委員退室)
清岡次長	事務局、説明をお願いします。 議案第2号、農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。受付番号42号です。譲受人は44歳。申請地は、大埴乙の田畑11筆で、計6,297㎡、父から子への贈与による所有権移転です。譲受人は今回初めての農地取得となるため、営農計画書が提出されています。譲受人は、トラクターなどを所有しておりますが、田植え機などはないため、作業委託します。農作業は、父に教わりながら、本人が従事します。取得後も、これまで同様、果樹や水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。42号については以上です。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでし

清岡次長	ようか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (田岡委員 入室) 事務局、残りの案件をお願いします。 議案書は5ページに戻っていただきまして受付番号14号です。14号は5月の第2回委員会で上程しておりましたが、譲受人の所有地が、全部耕作要件に抵触しており、是正対応中のため、審議不要となっていたものになります。先月是正対応がなされたので、今回上程させていただきました。譲受人は78歳。申請地は、左右山の畑、74㎡、売買による所有権移転です。県外に住む譲渡人からの要望で、近隣で耕作にも便利なため譲り受けるものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、機械を持っておりませんので、レンタルや作業委託をしています。農作業歴は50年です。農作業には本人と妻が従事しています。取得後は、ゆずなどの果樹を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。14号については以上です。 受付番号24号です。譲受人は81歳。申請地は、岡豊町笠ノ川の畑、計592㎡、売買による所有権移転で、規模拡大のため取得します。譲受人は市外に農地を所有しておりますが、南国市では今回初めての農地取得となるため、営農計画書が提出されています。譲受人は、耕耘機などを所有しており、農作業歴は10年です。農作業には本人と子が従事します。取得後は、梨、桃、サクランボなどを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。24号については以上です。 受付番号25号です。譲受人は39歳。申請地は、物部の田2筆で、計199㎡、売買による所有権移転です。相手方の要望で、自宅の隣地でもあるため取得します。譲受人は今回初めての農地取得となるため、営農計画書が提出されています。農作業歴はありませんが、申請地には、譲渡人が栽培していた果樹が植わっており、親戚に教わりながら栽培します。譲受人は、耕耘機を所有しており、その他の機械は必要がない規模で耕作をします。農作業には本人と夫が従事します。取得後も、これまで同様、バナナ、小夏を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。25号については以上です。 受付番号26号と27号は譲受人が同じため、まとめて説明します。譲受人は45歳。申請地は、十市の畑3筆で、計780.64㎡、売買による所有権移転です。相手方から要望があり、規模拡大するため取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターを所有しており、農作業歴は4年です。農作業には本人が従事しています。取得後は、柿、ニンニクを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。26号、27号については以上です。 議案書6ページ、受付番号28号です。譲受人は50歳。申請地は、稻生の田、200㎡、売買による所有権移転です。自作地の隣で耕作に便利なため取得するものです。譲受人は今回初めての農地取得となるため、営農計画書が提出されています。農作業歴は
------	---

ありませんが、現在申請地を管理している方に教わりながら栽培します。譲受人は、機械を所有しておりませんが、必要のない規模で耕作をします。農作業には本人が従事します。取得後も、ニンジン、カボチャ、大根、ジャガイモを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。28号については以上です。

受付番号29号です。譲受人は76歳。申請地は、稲生の田、3筆で、計706㎡、売買による所有権移転です。市外に住む譲渡人からの要望で、自作地の隣で耕作に便利のため取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は26年です。農作業には本人と妻が従事します。取得後は、柿を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。29号については以上です。

受付番号30号です。譲受人は37歳。申請地は、陣山の田、14筆で、計14,658㎡、贈与による所有権移転です。父が高齢のため、父から子へ贈与します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は17年です。農作業には本人と妻と父が従事します。取得後も、これまで同様、水稻とネギを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。30号については以上です。

受付番号31号です。譲受人は79歳。申請地は、浜改田の畑、614㎡、弟から兄への贈与による所有権移転です。譲渡人である弟からの要望で、自作地の隣で耕作に便利のため取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は18年です。農作業には本人と妻が従事しています。取得後は、エンドウとサツマイモを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。31号については以上です。

受付番号32号と33号は譲受人が同じため、まとめて説明します。譲受人は56歳。申請地は、浜改田の畑、3筆で、計197㎡、贈与による所有権移転です。譲渡人からの要望で、自作地の隣で耕作に便利のため取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は35年です。農作業には本人が従事します。取得後は、シシトウを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。32号、33号については以上です。

議案書8ページ、受付番号34号です。譲受人は71歳。申請地は、岡豊町江村の田、2筆で、計1,847㎡、弟から兄への贈与による所有権移転です。県外に住む弟からの要望で、自作地の隣で耕作に便利のため取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は50年です。農作業には本人と妻と母が従事しています。取得後も、これまで同様、水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。34号については以上です。

受付番号35号から受付番号41号までの7件は、譲受人が同じため、まとめて説明します。譲受人は94歳。申請地は、明見の田、12筆で、計9,844㎡、売買による所有権移転です。譲受人の所有地が明見保育所の駐車場用地として収用されることに伴

会長	い、その代替地として取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は70年です。農作業には本人と妻が従事しています。取得後も、これまで同様、水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。35号から42号については以上です。 なお、現地確認の担当委員からは、すべての案件について、周辺農地への影響はないとの意見をいただいております。以上ご審議よろしく申し上げます。 事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 次に議案第3号、農地法第5条権利移動許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和6年7月8日、南国市農業委員会、会長、瀧田好典。申請受理件数2件。申請受理面積田23,575.71㎡、畑11㎡、計23,586.71㎡。事務局説明をお願いします。
穂積主査	受付番号11号を説明します。議案書は12ページから15ページです。まず初めに当日配布資料をお手元にご用意ください。2ページと3ページに位置図と航空写真を載せてありますのでご確認をお願いします。申請地は岡豊町笠ノ川の田35筆、計23,575.71㎡、所有権の移転により物流施設への転用です。また、一体利用地として、宅地や公衆用道路等10筆合計1598.22㎡、赤線や青線などの法定外公共物計1,643㎡を一体開発する計画で、全体の開発面積は26817.37㎡です。当日配布資料の4ページにこれらの情報を載せてありますのでご確認をお願いします。譲受人は運送業などを営む法人です。申請地は南国インターチェンジに近く、国道及び県道沿いであり物流施設に適しているため申請に至ったとのことです。なお、議案書にあります通り、現事業所は●●にあります。移転ではなく、事業拡大に伴う新設とのことです。農地区分は10ha以上の集団農地内にある第1種農地であり、原則転用許可のできない農地ですが、農地法施行規則第35条第1項4号のイの国道又は県道沿いに設置する流通業務施設に該当するため立地基準を満たすものと考えます。こちらの例外規定について詳しく説明いたします。当日配布資料の5ページをご覧ください。こちらが1種農地の例外規定の解説になります。マーカーで引いてある部分を読み上げます。流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設で、次に掲げる区域内に設置されるものとあります。その区域内というのが、下の方にあります一般国道又は県道の沿道の区域のことです。つまり、第1種農地であっても、一般国道又は県道の沿道であり、上の方に記載のある施設に該当すれば、例外的に立地基準を満たす、という内容となっております。対象地は位置図の通り、国道、県道沿いにあります。また、今回設置する施設は後程土地利用計画で説明しますが、運送会社の事務所などであり、該当施設の一つである流通業務施

設に該当すると考えております。流通業務施設をもう少し詳しく言うと、トラックターミナルや荷捌き場、運送業の事務所などを指しております。次に6ページの法人の履歴事項証明書をご覧いただきたいのですが、先ほど申しました運送業に関する内容が記載されており、以上のことから例外規定に一致するものであると判断しております。なお、このことについては、許可権者である高知県と協議済みであることを申し添えておきます。続いて、土地利用計画について説明します。別紙の3ページをお願いします。配置は図の通りで、事務所、倉庫、駐車場、調整池等を設置する計画です。また、申請地内には、赤線、青線、市道などが存在しますが、これらは都市計画法の中で既存のものと同レベルのものに付け替えし、図の通り設置する計画で、最終的に南国市に帰属する形で調整中とのことです。造成計画については、切土50cmを行い、30cmから110cm盛土を行います。整地計画については、通路等はアスファルト舗装、緑地部分は土で整地します。進入計画は隣接する県道から。排水計画については、4ページです。雨水は敷地内の調整池に集水して、新設水路を通して西側県道側溝に排水、汚水は污水处理施設により処理し西側の県道側溝に排水する計画であり、地元から排水に問題ない旨の意見を得ております。排水同意については、高知県と南国市の両方が対象になるとのことであり、いずれも協議済みで許可見込み有と確認しております。周囲の農地の状況については、譲渡人所有農地及び同意のある農地となっており、隣接農地から同意書を取得していることから被害防除措置は不要であると判断しております。また、地元に向けての説明会を複数回行っていると都市整備課より聞いております。最後に他法令について、都市計画法、道路工事許可、道路占用許可の許可見込み有と確認しております。11号の説明は以上です。

次に受付番号12号です。別紙位置図は5ページをお願いします。申請地は十市の畑11㎡、所有権の移転により自己用住宅の駐車場への転用です。譲受人は申請地の近くにある宅地を所有しているのですが、駐車場を有していないため、申請地を選定したとのことです。農地区分は、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている区域内の農地であるため、第3種農地に該当し、立地基準を満たすものと考えます。この規定について解説させていただきます。当日配布資料7ページをお願いします。農地法の街区とは市道、県道、国道、鉄道若しくは軌道の線路その他恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された区域のことを言います。その下にある図面をご覧いただきたいのですが、緑の線は市道なので、申請地を囲った緑色の枠内が農地法で言う街区となります。さらにその下の図面で、面積の算出を行っているのですが、街区全体の面積は約9,800㎡で、その40%は3,920㎡となります。街区内の宅地面積は約4,600㎡なので、街区の40%以上を占めることとなり、この街区内にある農地は全て第3種農地になります。立地基準の説明は以上です。次に土地利用計画図は6ページです。申請地には造成や整地等は一切行わず、そのまま利用し、車を一台駐車する計画です。進入計画は北側市道から。排水計画は、地下浸透です。周囲の状況については、東側宅地、西側市道、南側宅地、北側市道及び申請人の所有する宅地であり、周辺に農地はありません。他法令については、許可不要であることを確認しております。説明は以上です。ご審議

会長	のほどよろしく申し上げます。 事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取り扱いをいたします。つづきまして議案第4号、南国市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記の計画で差し支えないか審議願います。令和6年7月8日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。まず初めに受付番号90号は私の案件ですので退室します。司会を池副会長お願いします。 (会長 退室)
池副会長 清岡次長	受付番号90号について、事務局説明をお願いします。 議案第4号農用地利用集積計画について説明します。受付番号90号です。借人は、65歳。申請地は岡豊町中島の田で、5年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米45kg相当の金額を振込するというものです。
池副会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (会長 入室)
会長 清岡次長	事務局、残りをお願いします。 議案書17ページの戻っていただきまして、受付番号78号です。借人は、農地所有適格法人です。申請地は稲生の田13筆で、5年の使用貸借権を設定して、水稻を作るというものです。 79号です。借人は、59歳。申請地は、田村の田2筆で、5年の使用貸借権を設定して、水稻を作るというものです。 議案書19ページ、80号は農業公社の農地売買等事業による所有権移転です。申請地は、三島の田10筆で、売買価格につきましては、議案書のとおりです。ここまでは、公社の中間管理事業で、議案書20ページからは相対の利用権設定になります。 受付番号81号から議案書22ページの受付番号86号までは、借人が同じため、まとめて説明します。借人は、47歳。申請地は、前浜の田11筆で、20年の賃貸借権を設定して、ブルーベリーを作るというものです。借人は、初めての農地貸借になりますので、営農計画書②が提出されています。賃料は、それぞれの貸人に、2,000円を現金で支払うというものです。 議案書23ページ、87号、88号、89号は、借人が同じため、まとめて説明しま

	す。借人は、60歳。申請地は、下野田と大桶甲の田11筆で、6年または5年の賃貸借権を設定または更新して、水稻を作るというものです。賃料は、87号と88号が、10aあたり米30kg、89号が10aあたり米60kgを物納するというものです。 91号です。借人は、30歳。申請地は、大桶乙の田畑4筆で、1年の賃貸借権を更新して、ナスを作るというものです。賃料は、4筆で10,000円を現金で支払うというものです。 92号です。借人は、48歳。申請地は、上末松の田5筆で、10年の使用貸借権を更新して、水稻・シントウ・トウモロコシを作るというものです。 93号です。借人は、45歳。申請地は、岡豊町小籠の田畑10筆で、10年の使用貸借権を更新して、水稻・ナス・キュウリを作るというものです。以上が農用地利用集積計画の説明になります。ご審議をお願いします。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。続きまして議案第5号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請を下記のとおり受理しましたので、意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和6年6月7日、南国市農業委員会会長、濱田好典、申請受理件数1件、申請受理面積、田1,897㎡、畑0㎡、計1,897㎡。事務局、説明をお願いします。
穂積主査	議案第5号を説明します。議案第5号を説明します。議案書28ページです。申請地は穴崎の田3筆2,080㎡で、駐車場として許可を得ておりました。変更点は駐車台数の変更です。議案書の通り38台から48台に変更します。その理由としましては、申請地は段々になっており、段々のまま造成、整地をして駐車場を設置する予定でしたが、フラットになるよう盛土をする計画に変更となりました。それにより、より多くの駐車台数を確保するという計画です。変更前後の図面を別紙7から10ページに載せてありますのでご覧ください。7、8ページが変更前後の土地利用計画図で、9、10ページが変更前後の排水計画図です。説明は以上です。変更申請を認めて良いか審議をお願いします。
会長	事務局より説明がありました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。以上で議案は終了です。議案外はお目通しください。 (午後2時45分終了)

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和6年8月8日

会 長

濱田 好典

議事録署名委員

今井 まち

議事録署名委員

松岡 清